

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 6 日

越前市長 山田 賢一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
上真柄町・味真野町・若宮町・徳間町
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 5 年 3 月 1 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
中心経営体数
個人：10 経営体
法人：3 経営体
任意組織：2 経営体
※協議の結果、個人 1 経営体を新たに追加
4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 今後の地域農業のあり方
集落で土地利用型農業から経営転換し水田を委託するときは、農地中間管理事業を活用し、中心経営体となる担い手や隣接地の耕作者に委託することで農地の面的集積・集約を進める。農道、農業用排水路等の農業施設の維持管理活動を集落の農業者と農地所有者が協力して行う。